

# 岐阜県公報

第 四 百 四 十 五 号

令 和 五 年 十 一 月 十 七 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

( 森 林 保 全 課 ) 五二七  
( 道 路 維 持 課 ) 五二九

### 公 示

落札者等に関する公示  
県営土地改良事業計画の決定  
落札者等に関する公示

( 税 務 課 ) 五三〇  
( 農 地 整 備 課 ) 五三〇  
( 高 山 土 木 事 務 所 ) 五三一

## 告 示

岐阜県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字大上三三八三六の三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大上三三八三六の三〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字矢淵二五二〇の一、字西高辺二七六八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢淵二五二〇の一・字西高辺二七六八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市岩村町字高松四八二の一五二から四八二の一五七まで、字鷹鷲六二〇、六一一、字打越六二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町白山字頓屋敷五〇〇の一五・五〇〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字ヨマセ一六〇一の一、一六〇一の二、一六〇二から一六〇四まで、一六〇六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字長洞一四八九の一、一四八九の四、一四八九の六、一四九〇から一四九四まで、一四九五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長洞一四八九の一・一四八九の四・一四九四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一四八九の六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区 間	区 間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域又は他の告示年月日)	備考(区域又は他の告示年月日)

揖斐郡揖斐川町腰永字溝口南  
一四一番八地先から  
同郡同町同字同  
一四一番四地先まで

二六五  
令和  
五・二・一七

令和  
五・一・一〇

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区 間	区 間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域又は他の告示年月日)	備考(区域又は他の告示年月日)

揖斐郡揖斐川町清水字兵庫野  
一〇八三番地先から  
同郡同町同字同  
五四〇番四地先まで

揖斐郡揖斐川町長良字白石五  
四〇番四地先から  
同郡同町同字同  
二九九番一地先まで

九六四

令和  
五・二・一七

平成  
三・三・三

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 令和5年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 3 随意契約の理由 地方公共団体の物田等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条第1項第2号該当  
令（平成7年政令第372号）第1条第1項第2号該当
  - 4 契約の相手方を決定した日 令和5年10月18日
  - 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
株式会社N T T データ  
代表取締役社長 佐々木 裕
  - 6 契約金額 63,860,500円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係  
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
----------	---------	---------

工 十 地 区	恵 那 市 役 所	令 和 五 〃 二 一 〃 一 七 八 以 下
---------	-----------	-------------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定め、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
畑ヶ谷地区	郡 上 市 役 所	令 和 五 〃 二 一 〃 一 七 八 以 下

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム）計1,129,000kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 5 年 9 月 13 日
- 4 落札者を決定した日 令和 5 年 10 月 24 日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市赤保木町233番地  
株式会社なべしま  
代表取締役 鍋島 晃典
- 6 落札金額（単価） 52.03円/kg
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県高山土木事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 高山市上岡本町七丁目468番地

令和五年十一月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社